



選択制確定拠出年金について

社会保険労務士 1級 DC プランナー(企業年金総合プランナー) 石渡 和巳

石渡社会保険労務士事務所

連絡先: 〒140-0011 品川区東大井 1-14-24-321

電話 : 090-3805-5701 FAX : 03-5460-7421

<https://www.ishiwatasroffice.com/>

確定拠出年金とは

- ・確定拠出年金は、拠出された掛金とその運用益との合計額をもとに、将来の給付額が決定する年金制度です。
- ・掛金を事業主が拠出する企業型 DC(企業型確定拠出年金)と、加入者自身が拠出する iDeCo(イデコ・個人型確定拠出年金)があります。

企業型確定拠出年金の制度概要

1・実施主体

企業型年金規約の承認を受けた事業主

2・加入対象者

実施企業に勤務する従業員

※厚生年金保険の被保険者のうち

厚生年金保険法第2条の5第1項第1号に規定する第1号厚生年金被保険者、または同項第4号に規定する第4号厚生年金被保険者。

3・掛金

事業主拠出(企業型年金規約に定めた場合はマッチング拠出として加入者も拠出可能)

4・拠出限度額

55,000 円(他に企業年金がない場合)。

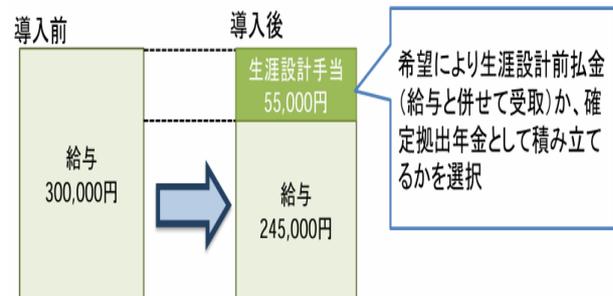
※ マッチング拠出の限度額は、事業主掛金額を超えないこと。

選択制確定拠出年金とは

- ・選択制確定拠出年金とは、総額人件費の見直しにより確定拠出年金を導入する制度設計です。
- ・選択制確定拠出年金の導入にあたって、現行の給与の一部を「生涯設計手当」に分割し、生涯設計前払金(給与と併せて受取)か、確定拠

出年金として積立てるかを従業員が選択できます。

- ・生涯設計手当を確定拠出年金として積立てれば、**掛金分が給与所得とならず、社会保険料の対象外となることから、節税・社会保険料の抑制効果を期待できます。**



選択制確定拠出年金の活用方法

- ・生涯設計手当を確定拠出年金として積立てるか、生涯設計前払金(給与と併せて受取)として受け取るかを**従業員が選択します。**
- ・**確定拠出年金として積み立てれば、節税メリットを享受しながら老後資金を準備可能です。**
- ・年に一度、拠出額の変更を行うことができます。**一度でも掛金拠出を行った加入者は掛金0円にすることは出来ません。**

確定拠出年金の税制優遇措置

- ・掛金は給与所得として扱われないため、所得税・住民税がかかりません(企業は損金算入)。また、社会保険料の対象外となります。
- ・運用期間中の利息や配当などの運用収益は全て非課税となります。
- ・60歳以降に受け取る老齢給付金には控除が適用されます。

確定拠出年金の積立効果について

【前提条件】

東京都で勤務する30歳会社員(月額給与25万円)。毎月10,000円を選択制確定拠出年金で積立をした場合。

社会保険料

加入前:448,452円

加入後:414,288円

軽減:-34,164円

税金(所得税・住民税)

加入前:167,100円

加入後:159,600円

軽減:-7,500円

合計:-41,664円

年間12万円を積み立てて、約4.2万円の負担軽減となります。会社としても、掛金は給与ではなく福利厚生費のため全額非課税となり、かつ社会保険料の負担も軽減される可能性があるため経営資源をより有効に活用できます。

(※各種料率は2020年4月時点の数値を使用。課税所得の計算は、基礎控除、給与所得控除、社会保険料控除のみ考慮しています。所得税率には復興特別所得税を含みます。)

企業型確定拠出年金と個人型確定拠出年金の比較

【企業型確定拠出年金】

～メリット～

- ①拠出限度額が月額55,000円、**年額66万円**と個人型と比較して大きい。
- ②掛金は所得扱いとならないため、所得税、住民税に加え、**社会保険料の算定基礎からも外れる**。
- ③運営管理手数料、資産管理手数料など**諸手数料が企業経費**として認められる。(損金処理可能)

～デメリット～

- ①従業員の同意の取得と厚生労働省への申請が必要となる。
- ②企業型は加入者数にかかわらず、会社単位の固定費がかかる。
- ③役員のみを対象とすることはできない。従業員にも加入の権利を付与する必要がある。(ただし、選択制により財形年金のような任意加入の制度設計が可能)

【個人型確定拠出年金】

～メリット～

- ①掛金は全額所得控除の対象となる。

～デメリット～

- ①拠出限度額が月額23,000円、年額27.6万円と企業型と比較して小さい。
- ②社会保険料の対象外とはならない。
- ③諸手数料を個人が負担する。

※参考資料

・確定拠出年金制度の概要(厚生労働省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nenkin/nenkin/kyoshutsu/gaiyou.html>

・加入者1名からの制度導入 企業型の確定拠出年金をご存じですか

・希望加入制の企業型確定拠出年金(DC)をご存じですか

(上記2点はSBIベネフィットシステムズ株式会社の案内チラシより)

※選択制企業型確定拠出年についてご相談希望の方は弊事務所までお問合せをお願いします。初回ご相談は無料に対応させていただきます。下記URLまたはQRコードよりお問合せ下さい。

<https://www.ishiwatasroffice.com/%E3%81%8A%E5%95%8F%E3%81%84%E5%90%88%E3%82%8F%E3%81%9B/>

